

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二 1F 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

ますます増税オンパレード

原 義弘……2

年金所得控除の引き下げ、配偶者特別控除の廃止等の影響試算

「福祉サービス」を儲けの対象化

塚本 鉄男……4

— 社会保障、自己責任そして公的年金(上) —

「合併」するも地獄しないも地獄」そのはざままで

東海林 和夫……7

— 山形県遊佐町にみる市町村合併 —

基礎体力をつくる

稲村 守……13

— 労働運動の現状と課題 —

「一〇四七名」の統一した陣形こそ勝利の力

金平 博……17

— 鉄建公団裁判結審、「判決」に向けた闘い —

国のわく組みを変える国づくり、人づくり

稲葉 耕一……18

— 新自由主義と国家主義から考える —

読者からのおたより……22 編集部だより……16

旬刊 社会通信

NO. 922

二〇〇五年一月一日合併号

二〇〇五年一月一日発行
(毎月一日・二日・二三日三回発行)

ますます増税オンパレード

年金所得控除の引き下げ、配偶者特別控除の廃止、老年者控除の廃止の影響試算

1、さらなる増税議論・定率減税の廃止 所得税・住民税の定率減税の廃止などが、政府税制調査会から答申され、自民党税調・政府・与党の協議の中で、定率減税については二〇〇六年（平成一八年）半減、二〇〇七年（平成一九年）全廃という方向ですすんでいます。この定率減税は、消費税を三%から五%に増税したことにより、景気が大幅に後退したことから、一九九九年小渕内閣が「恒久的減税」として導入したもので、本来の納税額から所得税二〇%、住民税一五%を減額するというものです。

2、配偶者特別控除・老年者控除の廃止、年金所得控除の縮小 この定率減税の廃止以前に、すでに決定されている二〇〇四年（平成一六年）実施の配偶者特別控除の廃止、二〇〇五年（平成一七年）の年金所得控除の縮小・老年者控除の廃止によって、各税額の増ととりわけ住民税が増額されることにより、国保保険料が大幅に増大します。さらに、年金所得控除の縮小により、非課税世帯が課税世帯となれば、介護保険料の段階が上がり、くわえて、医療費負担の月額上限額などが変化し、大幅な負担増となります。

3、この廃止・縮小による税額・社会保険料への影響試算 住民税・所得税・社会保険料の試算表を年齢・階層ごとに五枚作成し、年金生活者一二名の試算をしてみました。

まず、六五歳未満配偶者なしのH・I・Jさんは、配偶者特別控除、老年者の年金控除、老年者控除がもとも適用されていないことから、特に影響はありません。Hさんは、二五〇万円の年金収入で、住民・所得税と国保・介護保険料の合計が四二万四一〇〇円となつています。Iさんは二〇〇万円で三〇万七九〇〇円で、Jさんは一二五万円で一三万二二〇〇円です。収入に比して税・社保料が多額であることがわかんと思います。

4、トリプルパンチの六五歳以上の年金生活者夫妻 六五歳以上で、配偶者七〇歳以上のR・Sさん、六五歳未満配偶者ありのA・Cさんは、配偶者特別控除・老年者控除の廃止、年金所得控除の縮小、これらすべての影響をうけることにより、それぞれ大幅な負担増となります。年金三五〇万円のRさんは、税・社保料合計で現在二二万九六〇〇円の負担が、一六年改正（配偶者特別控除の廃止）で三四万七三〇〇円に、一七年改正（老年者控除の廃止、年金所得控除の縮小）で六二万三九〇〇円の負担となります。別途、R・Sさんの配偶者には第三段階の介護保険料負担があります。

年金約三二〇万円のSさんは、現在一九万二〇〇〇円が二二万三五〇〇円に、そして五六万七〇〇円となります。

年金三〇〇万円のAさんは、一六万二〇〇〇円が一九万二六〇〇円に、そして、四九万三六〇〇円となります。

年金二五〇万円のCさんは、非課税であることから一三万円の国保・介護の保険料だけであったものが、年金所得控除の縮小により課税世帯となり、二五万五六〇〇円の負担となります。

5、年金所得控除の縮小・老年者控除の廃止で大幅負担増 六五歳以上で配偶者なしのB・Dさんは、年金所得控除の縮小・老年者控除の廃止により、大幅な負担増となります。年金三〇〇万円のBさんは、二八万四七〇〇円から五六万一九〇〇円となり、年金二五〇万円のDさんは、一〇万四〇〇円から三〇万七二〇〇円となります。

6、配偶者特別控除の廃止だけでも、かなりの負担増 六五歳未満で配偶者ありのE・F・Gさんは、配偶者特別控除の廃止だけの影響ですが、それぞれ税額が増となり、とりわけ住民税がアップすることにより、社保料が増大していることがわかると思います。

7、年金所得控除の縮小で、非課税から課税に 六五歳以上で年金額二五〇万円のC・Dさんは、年金所得控除の縮小により、一八年度住民税が非課税から課税になります。その税額に基づいて、社会保険料が大幅に増額されます。さらに、福祉制度・福祉施策などは、そのほとんどが住民税非課税世帯を対象としていることから、それらから除外されることにより、さらなる負担増となります。

8、負担増になる理由とその影響を検証 六五歳以上配偶者なし年金二五〇万円のDさんを例にして、具体的に負担増になる理由と影響をみることにします。一七年度改正(二〇〇五年)の年金所得控除の縮小によって、総所得が一二五万円以上(一三〇万円)となることから、一八年度住民税が課税となります。

老年者控除の廃止も加わって、所得税は一万四〇〇円が六万六四〇〇円となります。住民税は非課税から課税となり、本来税額四万八〇〇〇円となりますが、定率減税と老年者二分の一減額(総所得一三五万円以下)により、住民税二万七〇〇円となります。

この住民税に基づいて、所得割が加算された国民健康保険料が算定され、介護保険料は第二段階から第四段階になり、現在九万円の社会保険料が二二万円となります。

医療費負担について検証すると、まず、老人医療(老人医療費助成)制度の該当者であったものが、住民税課税のため非該当とされます。したがって、医療費自己負担一割が三割負担となります。さらに、医療費の月額上限額が、外来八〇〇〇円・入院など二万四六〇〇円から、一般世帯としての負担上限額である七万二三〇〇円十一%とされてしまします。入院時の食事負担の減額措置もなくなります。介護保険の自己負担も、医療と基本的に同様となります。

これらの他にも、非課税から課税になることによって、多くの福祉施策から除外されることとなります。収入が上昇することによって公租公課が増大するのではなく、制度改悪によって、収入が変らないにもかかわらず、公租公課が増大し、福祉制度・福祉施策から除外され、その結果として大幅な負担増になるのです。

9、資本主義の先祖返り・苛斂誅求の時代に 試算表は、定率減税が継続され、国保・介護の保険料率などを、すべて現行どおりと仮定して試算しています。定率減税が廃止されることが事実上確定し、さらに、総所得一二五万円以下の老年者非課税の見直し、介護保険料の見直しなどが予測されることから、試算よりもさらに負担増となることが見込まれます。

年金生活者一二名の試算をしましたが、現役世代にも当然のこととして、影響はありま

すし、くわえて、すでに決定されている年金・健保などの社会保険料の引き上げもあり、大きな負担増となります。

直接税としての住民・所得税や社会保険料をみてきましたが、間接税の代表的な「消費税」のさらなるアップも予測されます。

新自由主義という名の資本主義の先祖返り、まさに、「苛斂誅求の時代に」なろうとしているひとつの事例を、見ることができるとはいいまいでしょうか。

(二〇〇四・一二・一八、はらよし)

※この稿は所得税・社会保険料の詳細な試算表をもとに記されています。試算表をご希望の方は編集部、あるいは原義弘さん(メール・harayoshi@clubaa.com)に直接ご連絡を! また、原さんは「社会保障と憲法」もわかりやすく「年表」にまとめられています。ご希望の方は特記して下さい。

「福祉サービス」を儲けの対象化

— 社会保障、自己責任そして公的年金(上) —

中曽根臨調、橋本七次改革、そして小泉へ

年金改悪法案が〇四年六月五日に成立後、政府は細田官房長官が主宰し、関係閣僚、政府税調会長、日本経団連副会長、連合会長ら有識者をメンバーに「社会保障のあり方に關する懇談会を」設置した。〇七年四月実施に向けての「公的年金の一元化を含む社会保障制度全般の一体的見直し」、そして与党合意の「年金、医療、介護を一体に、消費税を含む抜本的税制改革」へと突き進んでいる。

小泉「構造改革」は、新自由主義路線による中曽根内閣(一九八二年)の第二次臨調行革で闘う国労への攻撃による国鉄の分割民営化、電電・専売の民営化路線及び、橋本行財政改革を基本的に踏襲し、その本性を隠すことなく社会保障制度の全面的改悪を推し進めている。とりわけ、ソ連・東欧社会主義圏の崩壊後、世界的規模の「大競争時代」における多国籍企業の要請による「雇用破壊」は、度重なる労働法制・商法の改悪、有事法の制定、イラクへの自衛隊派兵、そして教育基本法・憲法第九条の改悪策動と一体となった社会保障の改悪である。特に小泉「構造改革」は、これまで社会福祉サービスとして国・市町村の責任で公費で実施してきた高齢者介護を〇〇年四月に社会保険としての介護保険制度により社会保障理念の大転換をはかった。これは「社会福祉の基礎構造改革」と言われるように、福祉サービスを自助と市場原理により儲けの対象とするもので、従来の改革路線とは質的に違う。

経済財政諮問会議は〇一年六月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(以下、〇一年骨太方針)」で社会保障改悪を明確にした。そこでは、「三本柱である年金、医療、介護は『自助と自律』の精神を基本。」「年金、医療、介護の最も効果的な組み合わせを行い、重複給付の是正や機能分担の見直しを進める。『社会保障個人会計(仮称)』で、公平な支援をする。」とした。

社会保障個人会計の具体化が明らかになった。厚労省は、介護保険の施設入居者に新たな負担を求める理由を、「年金は自宅で暮らす生活費を保障しているため、住居費を介護保険から出すのは重複給付になる」(〇四年一月六日朝日新聞)と。基礎年金だけの高齢者の年金額は、月額で四〜五万円でありどこに住居費が保障されているのか。標準世帯では二三・三万円であるが、今回の年金改「革」で大幅に削減される。

小泉「構造改革」の総仕上げとして年金、医療、介護を一体とした「社会保障制度の再

設計」は、更なる給付の削減と保険料負担の増大を押し付けるもので、社会保障個人会計をその梃子に使うとしている。

社会保険は社会保障にあらず

戦前 言うまでもなく、社会保険の実施が社会保障ではない。日本にも戦前に労働者を対象にした健康保険（一九二二年、実施は二七年）、船員保険（一九四〇年）、労働者年金保険（一九四二年、四四年に厚生年金保険と改称）等の社会保険があった。また、農漁民、自営業者を対象にした任意設立の国民健康保険（一九三八年）は大政翼賛会の主導で市町村の九五％に普及した。いずれも「富国強兵」策によるもので、労働者年金保険たるや戦費調達を目的に保険料を徴収したのである。社会保険が社会保障となるには、「第一に労働者だけでなく全住民を対象とした生存権保障であること。第二に国庫負担、事務費負担等、国の責任が明確にされていること。」と言われている。

戦後 日本の社会保障制度は、第二次世界大戦敗戦後の絶対平和主義、主権在民、基本的人権尊重を唱った新憲法の第二五条第一項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、同条第二項「国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）、及び国の責任を明確にしたことではじまる。

憲法第二五条を踏まえ、社会保障制度審議会は一九五〇年に「社会保障制度に関する勸告」（以下、五〇年勸告）を行った。この五〇年勸告は、社会保障制度を「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の道を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるように」とした。

社会保障制度の中心に医療、年金、雇用、労災等の社会保険が据えられたにせよ、公的扶助、社会福祉に対する国の責任とその水準を明快にした。

その体系は、①公的扶助（生活保護）、②社会保険（医療、年金、雇用、労災、後に介護）、③社会福祉（障害者福祉、老人福祉、児童福祉、母子福祉等）、④公衆衛生（母子保健、精神保健、食品衛生等）とし、一九八二年に老人保健が創設された。広義の意味では恩給、戦争犠牲者援護法がある。この五〇年勸告は、社会保障の体系的計画を提唱したイギリスのベヴァリッジ報告（一九四二年）をモデルにしたと言われている。翌五一年に社会福祉事業法が成立し、これまで社会事業を展開してきた民間事業者を社会福祉法人として公的機関に組み込むことになった。

福祉元年 一九六一年に国民皆保険・皆年金の施行、六三年に老人福祉法が制定された。高度経済成長による工場からの有害物資の排出は、大気、河川、海を汚染し住民の命と健康を奪う「公害」害問題が多発し、住民運動、裁判闘争が展開された。この様な中において、美濃部都政の誕生に象徴されるように、革新自治体が各地に広がった。

岩手県沢内村の老人医療費無料化を期に、革新自治体の多くが国に先駆け独自に実施し、七三年老人福祉法改正で七〇歳以上の高齢者に対する医療費支給制度として実質的な老人医療費の無料化が全国で実現した。総評は、七三年国民春闘で「国民年金月額五万円」を

掲げての年金スト等と呼ばれ掛け、福祉元年と言われるように、生活保護、医療保険、失業保険などが大幅に改善され、徐々に充実してきた。

反動 しかし、「ヨーロッパの先進諸国と比べその内容は極めて不十分なもので、日本に社会保障制度としての内実があったか疑わしい。」と述べる学者もいる。この程度の社会保障ですら、低経済成長に入るや「GDPの伸び率の範囲以内に社会保障給付費の増加率を抑制する。」との宣伝を展開し一九八四年健康保険に本人一割負担、八六年老人保健法改悪で老人医療費の一部負担、同年二階建年金制度を創設した。

一方税制においては、大平内閣が一九七九年に大衆課税である一般消費税導入を閣議決定したが大衆的反撃によって撤回、中曽根内閣の売上税法案を廃案に追い込んだが、ついに竹下内閣によって消費税が一九八九年四月から実施された。消費税の導入による応能負担原則が崩され、大衆増税と社会保障における給付の削減と負担増を歴代内閣は押し付けてきた。そして、今日の小泉「構造改革」である。

資本主義と自己責任

イラク人質事件を期に「自己責任」が声高に叫ばれている。自己責任と自助はほぼ同義語であり、社会保障において自己責任（自助）を打ち出したのは、介護保険法創設を前にした一九九五年、社会保障制度審議会勧告「社会保障体系の再構築」と思われる。そこでは、「社会連帯イコール自助を基本」とし介護保険制度の創設により社会保障理念の大転換をはかったことは前述のとおりである。

そして、一九九九年の年金改革時に、「日本の年金水準は世界トップクラスで公的年金だけで高齢期の多様なニーズを賄うのは、事実上困難であるし適切でもない。公的年金を基本に自助努力を組合せ高齢期の生活に備える」と前面に打ち出した。そして、前述した〇一年骨太方針の年金、医療、介護は「自助と自律」の精神が基本である。では、資本主義社会における自己責任（自助）とは何かである。

封建社会から資本主義社会への社会的変革を「ブルジョアジーの解放を全人類の解放であると宣言」した。一方、労働者は、身分的拘束と生産手段からの二重の意味で解放された。その結果、他の商品と同じように売買契約により自らの労働力商品をもって生活する糧を得ることなしに生きていけなくなった。

労働力商品は、労働力の再生産費であるにもかかわらず、他の商品と違って保存しておくことができず、かつ常に作り出される失業者の存在によって、その価値以下に切り下げられてきたし切り下げられている。

この実態を無視し、「プロレタリアが自由意思によって行動しているかのような、成人として強制されない自由な意志によってブルジョアジーと契約を結んでいるかのような、外観をもあたえ」、資本家は契約による賃金を支払えば労働者がどのような無関係とした。これが、資本主義社会における「自己責任（自助）」の原則である。

このことを、資本主義が典型的に発展したイギリスにおける資本家への「一極における富の蓄積は、対極における労働者階級の貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落」の実態から明らかにしたのがF・エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』（一八四五年）である。と同時に、労働者が労働組合に結集し闘うことなしに改善されな

ることである。

（塚本 鉄男・つづく）

「合併するも地獄しないも地獄」そのはざままで

―山形県遊佐町にみる市町村合併―

荒波はつづく

○四年十二月五日付NHKニュースによれば、○五年四月一日における予想自治体数は全国で約二千五百になるといふ。平成の市町村合併が動き出す時に凡そ三千三百で、総務省の目論見(千から二千に下方修正)からすれば大分後退した数であるようにみえるが、道州制・都道府県合併論議も含めた一連の流れからすれば、ほんの一里塚にすぎない。したがって、今次「合併特例法」でどちらを選択しても、引き続き「新たな合併」という荒波は、私たちに降り続くものと捉えなければならぬ。

本誌の投稿依頼を受け、合併に関する確たる運動が展開されたとは言い難い当地域(全国的には標準?)であるが、何らかの参考になればと思ひ、私の住む、そして働く遊佐町を含めた合併の動きについて紹介し、読者諸兄の検証を仰ぐものである。

当地域・五市町の概要

山形県日本海側の北部に位置する当地域は、鳥海山と庄内平野・最上川・日本海に抱かれた自然豊かな所である。構成する自治体は、港都酒田市を中核として周辺に当遊佐町他三町の五つである。消防や一般廃棄物処理は、更に二町を加え一部事務組合方式をとっているように、生活・経済圏域は一体で、主な基礎数値については左表のとおりである。

区分/自治体名	酒田市	遊佐町	八幡町	松山町	平田町
面積(km ²)	一七六	二〇八	二〇五	四三	一七九
人口(百人)	一〇〇三	一七九	七四	五六	七三
議員数(人)	二八	二〇	一六	一六	一六
職員数(人)	一一五六	一九五	一六三	九二	一〇五
歳入決算額	四〇七〇六	七九九七	四九〇九	三三二〇	四五二八
地方交付税	一一〇八八	一〇九九	五三六	三二五	五六四
地方債	七五〇四	一三三九	二四四〇	一六〇八	一九三三
歳出決算額	七四四二	一三五五	六四五	二九四	八五六
人件費	三九一七五	七六七	四八五四	二八五一	四三四〇
投資的経費	五七三八	一五六四	一〇六〇	七七三	九〇〇
公債費	八七〇六	一八二七	九四〇	二六五	九七九
地方債現在高(百万円)	四二三八	一一〇七	八五五	五一〇	六八〇
積立金現在高(百万円)	四八三〇四	九一八五	六一八五	二九六一	五八四四
財政力指数	五五二九	一四三四	六九八	二一一	一〇五一
起債制限比率(%)	〇・六二七	〇・二七七	〇・一八八	〇・一九〇	〇・二四二
經常収支比率(%)	一一・二	九・七	一一・七	一一・一	一一・七
※面積、人口、議員数、職員数は○三年四月一日現在。	八三・四	八一・一	八七・四	八九・四	八四・五

歳入決算額、經常収支比率では、酒田市と遊佐町が○三年度決算、他三町は○二年度決算。

◆基礎数値の小考

①面積・人口 合併後、人口は一三万人を超えるが、鳥海山と山麓を抱えるため面積が八一一km²と広大になり、周辺部の対応は課題となる。人口一万人未満の三町は、「西尾

私案」の俎板。

②議員・職員 新市の議員定数は、特例を一切使わず三四人で完全オープン選挙と決定。職員数の内、酒田市と八幡町は公立病院職員数を含む。人口の概ね一%が職員数の目安といわれるが、小規模になれば%は上がらざるをえない。

③歳入・歳出 自主財源の地方税収と人件費(職員含む)を比較すると、四町においては自分のところでカバー不可能。歳入における地方交付税の依存率は四〇〜五五%。いわゆる「三割自治」は酒田市のみで、「一割自治」になっている。この景気動向での税収不足からくる町村の財政状況はこんな実情であるが、全国的に見ても五十歩百歩と思う。

④財政指標 地方債現在高は、内容を精査しないと一概に言えないが、例えば当町では、日米構造協議による公共事業の増大の一環で旧自治省のリーディングプロジェクト事業(起債の七五%以上を交付税措置する)を取組んだ。ハコモノに変わりはないが、現在に至る利用状況や雇用面等、費用対効果で考えても成功例の一つに挙げられると思う。

しかし、交付税が削減される昨今、返済計画の財政に占める負担度は、相対的に増している。積立金現在高は、家計に例えれば貯金である。これも税収不足と交付税削減で歳入不足を補うために取り崩されており、この状態が継続すれば、早晚使い果たすことになる。

財政力指数は、一に近いほど良いとされる。経常収支比率は、八〇%前半が上限値か。要するに、投資的経費(独自政策実施事業費)と表裏一体の関係による。

主な経過

(1) 法定協議会設置前の動き(〇二年) 当初、合併の動きに我関せず的によそのことと気乗りしていなかった町当局も、合併特例法と地方交付税削減、臨時財政対策債と廃止、総務省―山形県と合併のシミュレーションがおろされ、ネジ巻きが始まった〇一年当たりから「合併は避けて通れない」という認識を表明し、職員の合併研究会(係長級十五名)を設置した。

三回ほど開催された研究会では、町長講話(職員研修)もあり、明治政府以降の合併と自治体の歴史的経過や、その時点での考え方が以下の三項目にわたり示された。

①合併なのか、合併論議なのか、町の主体性の確立

②財政分析からの方向性

③地方自治と基礎自治体のあり方

この時点ではまだ、メリット・デメリットも含めた合併論議を通しての③の課題を捉え直そうという雰囲気であった。しかし、〇二年になると、二月に総務省の担当課長補佐を招いて、近隣自治体も含め一六〇名ほど参加した講演会(視察に訪れていた福島県飯館村からも二三人参加、最近の報道では当町と同様に法定協から離脱し自立の道を選択)の開催をはじめ、四月には飽海郡四町で飽海市目指した研究会の立ち上げを表明した。これには、酒田市長が慌てて各町を訪れ、一部事務組合の一市六町で研究会発足となった。この枠組みが任意協に発展するが、鶴岡と酒田の中間的位置にある二町が脱退し一市四町となるも、対等か編入かで中断。六月には山大教授や元助役(自治省天下り)、元仙台市議(旧泉市議、日共宮城県自治体部長代理)、鳥海青年会議所理事長を招いてシンポジウム開催、

八月は全世帯での町民アンケートの実施と矢継ぎ早に諸方策を講じた。

何が何でも合併というよりは、「避けて通れない」とすれば、町民への情報提供と意向確認をしておきたかったと捉えられなくもない。アンケート結果は、六五%の回収で賛成・反対の明示はほぼ同数の二〇%弱、「避けて通れない」が四〇%、残りがわからない・無効であった。行政としては悩ましい数字だが住民的には標準なのかもしれない。

一方、労組及び関連団体の動きはどうだったのか。自治労県本部・庄内総支部が中心となりながら、地区連合、地区平和センター等で「住民自治を考える庄内の会」を設置し、対策会議や「地方自治を考える庄内集会」、組合員対象の各種学習会、住民チラシ、各首長への公開質問状等を取組んだ。

しかし、この時点では任意協が中断していたこともあり「一応の取り組みをやりました」程度で、事の本質を捉える努力が自治労各単組及び「考える会」に不足していた。

とりわけ、県本部が「上からの強制合併反対、住民主導の合併を」という考え方を示したことが、結果的には単組の力量低下と相俟って、「合併に問題あり」という世論づくりに至らなかった大きな要因といえる。

(2) 法定協設置と離脱(〇三年～〇四年) 〇二年八月～一月まで中断していた任意協も、酒田市当局及び市議会の調整がつき、一二月に再開した。要は、「形式対等合併、実質編入合併」の方針を固めるまで時間を要したということである。

〇三年二月「庄内北部合併協議会」が設置され、以後〇四年一〇月に遊佐町が離脱表明するまでは、協議会・小委員会・分科会・ワーキンググループの各級段階で議論や作業が進められた。

しかし、特例法期限の〇五年三月三十一日までのゴールが見え隠れした時期のギリギリの決断は、当地域及び当町内でその余波は断続的に起こっている。それでは、なぜ当町が離脱せざるを得なかったのか、この決断に労働運動や住民運動が表立って影響したとは言い難く、全く主観的であるが述べていきたい。

直接的要因Ⅱ 財政危機

そもそも町長が、あるいは町当局が「合併は避けて通れない」と判断したのは、以下によるものであった。それは、今は「三位一体の改革」と整理されてきたが、前段は地方交付税の削減と少子高齢化問題から生ずる財政危機意識からである。

そして、財政調整基金の取崩しが継続すれば、〇八～一〇年頃には予算編成が困難になる。したがって余力のあるうちに、「遊佐の自治」が残る方策の合併を考えていこう。あるいは、現代の合併は「広域連合」的に、各々の分権を一定保障するようなシステムを創出していこう、と概括できる。

聡明な読者諸兄は一笑に付されるであろう。しかし、国や制度を批判すると同時に、具体的に何をすることも日々求められる一自治体としては、ない知恵を絞らねばならぬ。結果して、「地域審議会や地域自治組織にこだわると同時に、新酒田市の遊佐支庁の組織機構を限りなく現状に近づける、予算の権限も一定程度委譲する」ことを新市の中に織り込

もうとなつた。勿論、その他難航した項目もないではないが割愛させていただきます。

さて、これの是非が離脱要因だとすると些か拍子抜けかもしれない。しかし、実質編入合併を目論む酒田市は、新市の一体感は速やかに醸成されるべきで、その妨げとなるような旧町単位での地域組織は必要なく、また、四町に置く支庁の組織機構は、合併の大儀の一つである行政のスリム化を図るべきと主張し、平行線が続いた。

そして、当町の水道会計の赤字を問題化し、公共料金の統一の原則を掲げ合併前に清算せよと迫ってきた。裏事情は詳述しないが、現酒田市の官僚的市政運営を維持したい当局と議会与党派が、「遊佐の締出し」を図り、最低限度の考え方も捨てるのであれば「編入合併」に等しい、それは認められないとする当町が離脱を表明したのである。

なお、一市三町で新たに北庄内合併協議会を設置し、報道によれば〇五年三月三十一日までに新酒田市としての協定を済ませ、一月一日が新市発足と決まったようである。当町が主張してきた地域組織関係は、あっさり認められた。「窓口は空けている」のだそう。どうぞご自由である。現酒田市長は、地元生まれだが旧建設省出身で地方に天下り、市長に転進した冷たい心の中央官僚である。凡そ政治には最も不向きな人物である。

間接的要因Ⅱ住民の意向

ここでは、住民の意向について推量しながら述べていきたい。

〇二年八月のアンケート調査以降、町当局は数次にわたり説明会を開催してきた。十分ではないにしても、集落公民館単位での設定と参加者数や意見の数と内容からみていくと、「はじめに合併ありき」で薄っぺらな資料を見せ「バスに乗り遅れてはいけない」といった手法とは対極にあるといえる。

さて、住民の意向であるが、総じて「合併しても今の住民サービスは低下させるな」に集約される。「市になることへの憧れと生活環境がどこか改善される」という素朴な幻想もないではないが、意外と冷静さを保っていたようである。勿論、町当局の説明会等を通じた意見交換が素地にあると思うが、今の自然豊かな遊佐町の良さを残したいという感情も少なくはなかった。

とりわけ、中高生から意見が出ていることは特徴的といえよう。補足説明をすると、国際交流事業の一環として、毎年一五〜二〇名の生徒が英国とハンガリーの友好都市を交流訪問して一五年の蓄積、そして少年町長・少年議会の取り組みをして二年、こうしたことが背景にあると思う。

また、年配層や農家の懸念は、昭和の合併と一〇年程前の農協合併の経験からきている。当町は、一町五力村が一九五四年に合併し現在に至っているが、旧町村の地形が好対照をなしている。日本海に面した所、砂丘地を抱えている所、ほぼ水田だけの所、都市計画区域と鳥海山麓に水田が混合している所等々、一つの町がミニ日本になっている。したがって、生産基盤と主たる就業形態も大きく異なっており、そこに育まれた住民感情も地域差があつて当然である。この五〇年の中で一定平準化されつつあるが、ある種広域連合的にやってきた行政なのである。その辺の難しさは、この五〇年の中で現町長が初めて三期目を執政している事実が物語っている。更に、一九五四年当時同じ遊佐郷の中で、南遊佐村

は酒田市を選択したが、市の周辺部の悲しい実情を忘れてはいない。

農協合併は、行政より早くスケールメリットに蹂躪されて行われた。一市四町の中での単協同士である。ここでは、酒田農協と遊佐町農協が資本力で同等であったが、本所は酒田農協となり支店の事業縮小や営農活動の弱体化が合理化のもとに行われ、農家にとって「農協のための合併で農家・組合員のためではなかった」。

合併したとしても農協の二の舞になるな」というのが代表的意見として住民説明会で出た。「行政や職員のための合併にあらず、町民のための合併を」という町当局と共通しているものがあつた。

読者諸兄には、権力側が狙う今次合併の本質からすれば、何と矛盾に満ちた町当局の方針かお気づきのことと思う。「最初から自立の道の方針で対処していけば、経費も含め無駄に終わったエネルギーをプラス方面で使えたものを。」である。確かに一面的にはそうなのだが、全国的に「町」の置かれている実情は、立て板に水を流すようにはいかない。財政も含め、国・県の動向をにらみ時には声を上げ、あるときは陳情しつつ、わが故郷をどう守り発展させていくのか。何やら小国の戦国武將のしたたかさに学ばなければならぬ、そんなご時世である。

当該労組が反対運動の核

さて、ここまでどちらかというと職員の視点で述べてきたように思う。そこで、ここでは、合併に対する運動が労組的になぜ継続されなかったのか、その要因分析と自立の道を選択した当町の最近の動向、その方策等を紹介したい。

法定協設置までは、対策会議や住民チラシ、学習会等を取り組んだことは経過の中で触れたが、設置後は「一市四町合併対策検討委員会」ということで、合併を前提にした自らの賃金・労働条件や新組織の組織対策について協議している。内輪のことになってしまい、外に出ようとしていない。この流れは止められないと判断したのだろうか。

確かにこの準備も必要であるが、それ以上に、合併の本質等を組合員や住民に問題提起していかねければならない。なぜやれなかったのか。もともと、この種のこととは本質を捉える努力をしなければ、自分の身分は待遇は？という受身の域を出ない。まして、変化の可能性が大なのは四町側で、市の方は現状のままという認識が強い。更に、市職員待遇になれば「賃金は上がる」という幻想を抱く。

一方、対等合併といえども、この構成では酒田市への編入合併の色合いはどうしても濃くなる。つまり、市民への問題提起と町民へのそれとでは、やり方や主張内容も変わらざるえないし、四町職労側が主体を確立しなければ先に進まないのである。各単組の職場での闘いも弱体化していて、地域運動の経験も少ない現執行部では困難なのかもしれない。そのとき、県本部の「住民主導の合併は是」とする見解は、末端の単組には心地よく響いていくことと思う。

かくいう私は、自分を免罪しているつもりはない。「検討委員会」の主要メンバーに提言は何度かしたが、兆しも見えてこなかった。そこから先の行動にいかんかったのは、心のどこかに当町長の考え方ではスムーズに合併が成就しないという期待の予測を持っていた

からである。

また、住民運動は、当該町職労が核にならないと、「問題あり」で動く勢力は残念ながら当町にはなく、総じて「合併に関する確たる運動が展開されたとは言いがたい」と冒頭述べたのは、以上の理由によるものである。

自治労崩壊の危機

最後に最近の動向について紹介したい。議会では五人が合併賛成であった。また、「避けて通れないと説明してきたのに離脱をするとはどういうことか」と、二度新聞折込チラシが町民有志一〇名の連名で出された。〇五年三月には町長選挙があり、きな臭くなってきたが、町当局は自立に関しては、「遊佐町維新プロジェクト」と称し町民説明会を終えたばかりである。その内容を要約すると、

- 1、今後一〇年間で財政規模を一〇億円縮小
- 2、歳入確保のため手数料使用料の見直し(水道料金や保育料金の値上げ)
- 3、公益的団体、NPO等とのパートナーシップの構築(↓行政事務業務の委託↓埼玉県志木市視察済)
- 4、町民とのワークシェアリングの推進(↓指定管理者制度)
- 5、行政事務業務のアウトソーシング
- ① 中学校(統合し一校)自校給食業務の外部委託
- ② 水道業務(水質検査・漏水処理・経理事務)の段階的な外部委託
- ③ 大規模プロジェクトにPFIを導入
- 6、機能的でスリムな自治体

① 収入役制度の見直しと職員の二〇%の削減(一〇年間で団塊の世代含め四十人退職・・・後補充を抑える)

② 経常経費の徹底削減(保育園の統廃合や民間委託構想あり)

となつている。当然のことであるが、今、全国的に実施されている主な内容である。しかし、自立の道を歩むとなればなおのこと予想されたことといえる。

一方、町民は、自立については概ね理解を示すものの、真っ先に出てくるのは議員・職員の数と人件費削減の意見である。給食や保育園の事項は慎重にといい意見もあったが、離脱の経過を再質問する数が多く、第一次としては「町当局の意向を聞いた」ということである。

さて、合併してもしなくても、プロジェクト内容は全国的(近くでは酒田市の保育園法人委託化問題)に吹き荒れている。そして、公務員制度の見直し(なかでも成果主義賃金体系と地域型賃金制度)が実施されようとしている。まさに自治労の存在が根底から崩壊されようとしている。「去るも地獄、残るも地獄」ならぬ「合併しても、せざるも地獄」、かつ住民には「苛斂誅求」の時代である。「こんなに地方を切り捨て国は成り立つのか」と思いつつも、郵政民営化攻撃もそうだが、小泉と財界は新自由主義では目もくれず突き進むしかない。

われわれは、今一度、国地方の借金の政策責任と三位一体の改革の欺瞞性を追及しつつ、

自らの職場と地域での反合理化闘争を再構築していかなければならない。

当地域の合併について、総合的整理の機会を与えていただいた貴誌に感謝しつつ、読者諸兄には闊い事例紹介でないことをお詫びし、報告とします。(東海林 和夫)

基礎体力をつくる

—労働運動の現状と課題—

一、過労死・心の病・春闘解体・青年運動

労働組合のローカルセンターである私の職場（京都総評Ⅱ結成五四周年、一六年前に中央総評解散にともない全労協と全労連に加盟、七万三千人で構成。一方の連合京都は一〇万人）に、「夫を過労死から守って下さい」との投書が届いた。

「私の夫は〇〇〇に勤めています。管理職の地位にあります。管理職とは名前だけで毎日残業ばかりです。確かに管理職手当ては付いていますが、手当てをはるかに超える残業を続けています。これってサービス残業ではないでしょうか。毎日最低でも二〜三時間、これを超える残業はざらです。帰宅した夫はいつもぐったりです。休日の前には仕事を持って帰ってまでしています。さらに・・毎朝睡眠不足のまま貴重な三〇分を犠牲にして疲れを残したまま出勤しています。さらに休日出勤があっても管理職であるがために断ることは出来ず仕方なく出かれますが、休日出勤手当でも無く振替休日も取れません。・・有給休暇でさえなかなか取れないのですから、しかたないものとあきらめています。

残業を切り上げて帰宅したり、私的な理由で休日出勤を断ったり、有給休暇を取ると人事考課にハネ返って昇給や賃金カットやボーナスの査定にマイナスになるのが恐いのです。・・会社側の管理職に対する脅迫のように思えてなりません。・・主人が過労で倒れて手遅れにならないうちに法律や役所、世論の力で是非、助けてやってください。心からお願いします。〇〇〇勤務の管理職の妻より」

私も二〇〇五年正月で総評オルグ丸三〇年となったが、こんな投書は初めてである。しかも一民間企業でなく経営者の立場で京都の経済を振興し、労働運動を管理・抑制する団体の「管理者」の妻である。

このように、自らの階級的立場などかなぐり捨てて、背に腹代えられず「敵対組織」に駆け込むほど労働現場は追い込まれている。「心の病」は六割の企業で増加傾向というし（社会経済生産性本部）、VDT労働も六割が基準を超えて連続作業、身体的疲労など八割が訴え（厚労省）と、体制側自身が警鐘乱打している。

これに対し、労働組合（連合）の構えはまるで闘うものとなっていない。〇四春闘ではトヨタ自動車を抜いて国内企業として当時最高の利益を計上していたNTT労組がベア要求を断念、基幹労連は「二年間パッケージ」論を展開し、五十年にして春闘を解体しようとなえている。

最も矛盾が集中し、労働者らしさを失った古い幹部を乗り越え、反戦平和闘争と結びつけ広範な大衆闘争として、労働運動を高揚すべき本来的任務にある青年労働者とその中心的活动家部隊はどうなっているか。「太平洋戦争」の悲劇を招く原因となった、ファシス

トに無抵抗の夏目漱石の幾多の作品で主人公となる「遊民」、今は「ニート」と呼ばれ六
年後には百万人になるとも言われるが、明治維新からの第三世代、「太平洋戦争」敗戦か
らの第三世代、ともに石原東京都知事のようなファシストを抑える気概などもちあわせな
い世代が中心となる時代は、たいへん危険だ。「二〇〇七年憲法改悪」、ちようどその危険
な時期と重なる。

各党派とも青年組織が激減・解体し、そうとうの重点を置いているが、どこもはかばか
しくないようだ。民青はフリーターの一部を組織する少数グループと化してかつての大部
隊は消えてなくなり、「新」左翼もルートルが「市民運動」をして、革マルが一部JR総
連青年部と特定の大学生を抱え込んでいる位で、わが社青同はどうか。そこで、新社会党
が青年学生の韓国労働運動に学ぶ旅を企画して二年だが、すぐれた着眼点だと思ふ。観点
はいいが体力が伴ってない点が問題。

二、多国籍企業・グローバル競争下の労働者の状態

なぜ労組（連合）が闘う方針を出し、実践できないか。それはグローバル競争を展開す
る大企業と協調する企業別・企業内組合だからである。私の住む滋賀県では、人口一三〇
万人、労働者五〇万人で、外国人労働者数はブラジル・ペルー人を中心に三万人を数える。
ある町では、すでに日本人より外国人の人口が上回っている。彼らは湖東に林立する、新
幹線から眺められる大工場の自動車・電機の多国籍大企業の下請け、孫・ひ孫請け企業で
働く。ブラジルの首都の日本人街では私たちが日比谷野音入り口でもらうがごとく、三メ
ートルおきに手にビラを置かれるという。

「あの任天堂のある夢の国・日本に行ける！」と。その夢の国では、ブレハブの「たこ
部屋」に詰め込まれ、具合悪くなったら会社を倒産させ社長が逃げ、民間アバートの狭い
部屋に何家族も住んで、言葉が通じずいじめにあい不登校になった児童の家庭訪問をした
教師が驚いてしまう。住居費もなく冬、「平和堂」という県内津々浦々にあるスーパーで
暖を取る。エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』そのままの「夢」の現実。

中国は十七歳くらいの青年労働者が農村部から出てきて千五百円の月収、九割を実家に
仕送りし、月百五十円で「青春を謳歌」する十二億の意気揚々とした民の国。そんなこん
など大競争する「わが社」を慮れば、決して労働者の生活と健康と人間性を第一とした、
闘う方針は出てこない。

連合だけではない。全労連は国労の四党合意に反対せず、全動労争議団の鉄建公団訴訟
参加を抑え、JRという大企業と具体的に闘うときに敵前逃亡して「国民とともに」と、
独占資本・多国籍大企業と対決する方針を二の次にする日本共産党の伝統的綱領路線（綱
領の伝統的部分）にやはり引きずられている。

全医労という二万幾らの国立病院の労組は全労連加盟だが、賃金職員という長年劣悪な
差別雇用形態に置かれた労働者が〇四年四月の独立行政法人化にあたり六千人中八百人解
雇、二千二百人が心ならずも民間委託会社などに移行したが、「夜も寝られない。悔しい。
これからどうやって食っていけばいいの」と闘う方針を示さない労組本部に対して、怒り
の涙を流す女性労働者の顔を忘れることができない。

三、二つの労働者攻撃と経営者の敵は地域「ユニオンのみ」といつ

現在の多国籍企業の労働者への攻撃は二つ。一つは成果主義賃金制度導入、二つは「サービス残業」の横行と「ホワイトカラー・イグザンプション」の導入による長時間過密労働である。

前者には、他ならぬ反共的な高橋伸夫東大教授が全面批判してベストセラー『虚妄の成果主義』(日経BP社)になり、富士通の元人事担当者が暴露・告発本を出し、理論的実践的に勝負はついたと言われるが、一休寺のある京田辺市観光協会の「第一三回一休とんち大賞」で、「エッセイの部」と「こぼなしの部」で入賞しているのが、この問題を題材にした作品である。観点ずばりで、鋭く楽しく成果主義賃金を批判している。HPでぜひ検索を薦めたい(「観光協会」で)。

○四年九月の労働調査会・日本労務研究会が関西で三百人の会社労担・社会保険労務士を集めて開いた講座で、経営法曹会議常幹・幹事である東京の弁護士が「こもこも語るのは、残業時間や過重労働を規制した二〇〇一年の四・六通達に始まる三本の通達が「猛威を振るっている」というのである。「本店に来て、支社にも来てがんがんやられる」と。そして裁判所である。二〇〇〇年九月七日の「みちのく銀行事件」最高裁判例は七三%組織している労組との労使協定があっても賃金体系変更について「不利益変更だ」と、無効判断をされた。

このべ二日間の講義で、連合はもとより全労連も全労協も話題とならず、唯一地域合同労組のみが注目されたのである。経営者の敵は厚生労働省と裁判所なのであって、もはや労組ではない。「連合評価委員会」の事務局をされた元朝日記者の早房長治氏は、「労組は組織率一五%を切ったら恐竜のように絶滅する」から「せめて企業別労組と地域ユニオンとの二重加盟を」と言われているが(『恐竜の道を辿る労働組合』緑風出版)、私たちの主張と一致しすぎてびっくりする。が、もはや経営者には恐竜などおこがましく、歯牙にもかけられない存在だ。

四、なぜ今ゲバラか、そしてボトムアップの運動を

今、キューバ革命のチェ・ゲバラが驚くほどの人気である。若者が集う書店にはゲバラコーナーが出来、新作映画「モーターサイクル・ダイアリーズ」の宣伝も大々的だ。監督のR・レッドフォードは「この国はいま危険なときにある。二三歳のゲバラが世界で何が起きているかに突然目を開いたように、アメリカの若者にも直面する危機に目覚めるよう促したい」(○四・一〇・一五朝日新聞)と、「若者よ、熱意を持って」と語る。

故・岩井章中央総評事務局長は総評を春闘・安保・三池・ベトナム反戦などを闘う世界有数のナショナルセンターにグレードアップしたが、よく勉強し具体的に実践した。総評強化には何百人という全国配置のオルグが必要と考え、国労大会でそのためのカンパを決定して総評大会の事務局長選挙に臨んだ。連合笹森会長との決定的違いはそこにある。笹森氏は言うことはかつての反共反社会主義丸出しの山岸会長などよりいいことは言うが、何もしない。

ボトムアップの運動が不可欠だが、意思と力がないとアップできない。そのためには勉

強だ。岩井さんの書齋（というより勉強部屋という感じ）を見せてもらってから、よし私も思い読書を開始した。同県人の佐高信氏が大学四年で四七〇冊読了しノートをつけていた（『青春読書遍歴』講談社）ので、すごいと思いまねをした。〇四年末で一三年間の「私の奮戦記」は六冊目となり、読了は七〇五冊となった。ひどい「遅読」である。

七〇四冊目は田中耕一著『生涯最高の失敗』（朝日新聞社）。「偶然を積み重ねて大きな発見をすることができたのは、私が毎日こつこつと実験を積み重ねてきたから・ピンとくるものを感じる事ができた」と。私が以前住んでいた家の隣の工場におられるので、なんか親近感を感じる。

〇四年末、ブラジル人の労働者Sさんより、監督署に同行して労災認定申請がうまく行き、「イナムラさん、きょうはほんとにおおきに、おおきに」と、ポルトガル語なまりの関西弁で電話がはいる。高橋教授の成果主義賃金批判じゃないが、もうそれで何もいらなような幸せな気分になる。

翌日、三〇年前に同じ社青同の班会で勉強していて、それから二、三年で郷里の郵便局にUターンしたGさんより二七年ぶりに突然便り。全通を脱退し郵政ユニオンに加入したという。学生から労働者なりたての三、四年間の結論が、他にもUターンなど相次ぎ班の消滅。「今日は行くまい、行きたくない」と、思い思いついて通った社青同のあの班会。「私は『真暗サービス』『サービス残業』など当局からの人権無視やいじめにもあって、精神的にまいってしまいました。〇〇局には〇名の組合員しかいませんが、当局の攻撃にもめげずに、頑張り抜きたいと思えます」とあった。「これでまた頑張れる」と思った。

（稲村 守）

◇ 編集 部 だ よ り ◇

一〇年前まで約百項目のスクラップ帳をつくっていました。スクラップ帳をつくり始めたのは一九七〇年代後半。ものすごい量になり、小鳥小屋にしかすぎなかったわが家、事務所にはとても納まりきれません。

実家は母一人というわけで、次から次へと送り込んだのはいいのですが、納屋はむろんわが青春時代の居室も満杯。母が脳梗塞で倒れ、実家の大掃除というとき、資料類に無関心の姉は「捨てるわよ」と一言。実行力ある姉は直ちに実行。寂しかった、ほんとうに。整理方法が変わったのはそれから。私の場合、八時間は最低拘束の労働者たちが、その多くが自由時間。新聞切り抜きは極力、資料に限り、必要な―私にとっては原稿の材料になる―記事をすべて取材ノートに記載するようになったのです。

日課は朝、二〜三紙の新聞記事のメモから始まります。事実として書き留めておきたいこと。批判が必要なこと、くだらん記事だけあとで必要になるかも等々について、感想を記しノートすることです。

「平成の妖怪」は「総理大臣になるため二〇冊のノートをつくった」とのたまわっておりましたが、私の場合、十年でそのノトはすでに百冊を超えました。

打ち出の小槌のようなノトで「通信」編集に欠くべからざるものとなっています。〇五年の仕事始めもこの作業から始まります。

「一〇四七名」の統一した陣形こそ勝利の力

— 鉄建公団裁判結審、「判決」に向けた闘い —

重大な局面 二〇〇三年十二月二二日の最高裁判決から一年を迎えようとしている。先行する鉄建公団訴訟は、四回にわたる個別立証を終え、十二・一集会は文字通り大集会となり四三〇〇名の全国的結集となって勝利への強い決意を確認した。年度末には結審を向かえ、その後の判決を待つことになる。

このように、先行する鉄建公団訴訟は、重大な局面を向かえつつあり十二・一大集会の前日には新たに九名の闘争団組合員により鉄道運輸機構を相手とする、第二次訴訟が提起された。十二月中には全動労争議団が訴訟を提起し、当然千葉動労争議団もこれに続くであろう。こうして国鉄闘争の原点である「一〇四七名」の統一した闘いの陣形がそろいつつある。だれもが言うようにこの国鉄闘争に勝利するカギは「一〇四七名」の結集がどうしても必要である。「一〇四七名」による統一した闘い、統一した交渉、そしてそれを大きくつつむ支援の拡がり全てを決定する。

このような流れが強まり、その体制が作られつつある時、この流れに唯一背をむける国労本部の態度は厳しく批判されるべきである。もちろん、私達は国労の内外で国労本部が「一〇四七名」の戦線にできるだけ早く合流できるような様々な努力を続けることは言うまでもないが、ここであらためて国労本部の態度・方針を指摘せざるを得ない。

国労本部方針は空想的 〇三年十二月二二日最高裁判決以降、二〇〇四年一月の中央委員会で「政治解決の努力を強めつつ裁判の準備をする」と確認したが、二〇〇四年八月の全国大会では委員長挨拶に見られるように「政治解決への努力に万策つきた時に裁判を検討」という政治解決と裁判闘争を分けて考えることによって、実質的に訴訟の提起は大きく後退してしまっただけである。

国労本部は、二〇〇四年十月～十一月にかけて全国キャラバン行動を展開して「政治の責任で解決を！ILO勧告の実施を求める」全国的な運動を行い、十一月二六日の日比谷野外音楽堂での建交労との統一集会（二六〇〇名）をもって終了した。もちろんこの期間に多くの自治体で「解決を求める決議」が採択され、集会が組織され、そして数多くの団体に要請を行うなど国鉄闘争への支援と拡がりを求める取り組みは行われたが、本部の言う政治解決の気運は作り出されていない。国労本部の解決方針では、我々が求める解決を作り出す事は出来ないであろう。

私はこの方針は実に空想的な解決方針であると指摘せざるを得ない。少なくとも政治解決を言うならば、存在する我々側の政治勢力の現状、労働運動の現状を直視すべきであり、政治に求める政治力・発言力の強まりが必要である。かつて日本社会党や日本共産党が国会内に十分に力になりうる一定数の議員を有し、一方で総評労働運動が存在した頃とはくらべようもない現状では国労本部の解決方針は空想的と言う他ない。また、同じように国労方針は矛盾しており闘争団組合員に対して不誠実な方針でもある。

ILO勧告による解決や自治体決議などは人道的解決を求めるものが中心であり、「闘争団労働者の生活は大変で高齢化している」から人道的立場で解決を求めるとすれば、示される内容はおのずと明らかであろう。闘争団組合員の要求の柱である「JRを中心とする雇用」「不払い賃金」「年金の継続」などを国労要求と確認しているにもかかわらず訴訟

を抜きにして国労方針は矛盾しており、実に不誠実な態度である。

ILO勧告でも自治体決議でも、そして他の団体決議でも署名でも我々に有利なもの全て活用すべきである。当然、訴訟の提起はさけて通れない手段であり最も大事な手段である。

繰り返すまでもなく、「十二・二二二」(〇三年)最高裁判決は「JRに法的責任はない」としつつも不当労働行為の存在は否定せず、「不当労働行為があったとすればその責任は旧国鉄及びこれを引き継いだ清算事業団が負うもの」と判断し、責任追及の相手を示している。責任あるものを追及せずして何の要求実現が可能か。

第二次裁判開始 国労本部の方針に不安と不信を感じている闘争団組合員九名が新たに二〇〇四年十一月三〇日、鉄道運輸機構を相手に、第二次訴訟を提起した。この流れは強まり訴訟に立ち上がる組合員は増えてゆくだろう。先行の鉄建公団原告団、第二次訴訟団、そして全動労争議団に千葉動労争議団、最高裁判決が示す責任あるものへの追及が続こうとしている。

分割・民営化に反対する事によって等しく差別を受け解雇された「一〇四七名」の戦線が組織されつつある。これ以外に真に解決を求める闘いは作り出せないであろう。内外の心配と期待に答え国労本部は出来るだけ早く訴訟の決断を行うべきであり、我々は引き続きその努力を続けなければならない。

鉄建公団訴訟は、個別立証と十二・一大集会を終えて年度末に向け団体署名・個人署名の拡大に全力を上げる事を決定している。我々もこれらの活動に強く結集してゆきたい。

(金平 博)

国のわく組みを変える国づくり、人づくり

(改憲、教育基本法改悪)

——新自由主義と国家主義から考える——

「世界最低レベル」の「学力」? 十二月五日の新聞は次のように伝えた。「世界の中学生一年生と小学四年生を対象に国際教育到達度評価学会が昨年実施した学力調査の結果が公表された。日本は理科では中学生が前回(九九年)の四位から六位に、小学生が前回(九五一年)の二位から三位に、それぞれ低下した。数学(算数)は、中学生が五位、二回目の実施となる小学生は三位で変わらなかった。二教科の勉強が『楽しい』と答えた子どもは、前回に続き世界最低レベルだった。経済協力開発機構の調査でも学力低下が明らかになったばかり:。」「世界最低レベル」? さらに次の中味が報じられている。

「今回のテストを受けた中学二年生に『もっとたくさん勉強したい』『理科を使う職業に就きたい』などの質問をし、数学・理科を積極的に勉強したいかどうかを分析した。日本の中学生は『勉強に積極的』だと分類された割合が、数学で一七%で四六ヶ国地域で下から二番目、理科が一七%で最下位だった」(ともに「朝日新聞」十二月十五日)。

このニュースに、ある現場教員は「あたりまえや、はじめからわかっているやろ、うすい教科書やし、「総合」の時間がふえたとし、現場はいそがしい」と。またある現場教員は「文科省の『教育改革』は必ず失敗する」と早くから予言していた。親は一方では「学校五日制」「ゆとり教育」に不安を感じ、子どもが塾通いへ、片方では自分の仕事におわれ、子どもが遊びへと分極化である。

子どものいのちと安全があぶない 全国各地で児童・生徒がとくに小さい小学生が誘拐されたり殺害されたり的事件があとをたたない。校門へ、教室へと迫っている。奈良でも十一月、一年生の女の子が連れ去られ殺された。すぐあと似たような誘拐未遂事件が各地でつづいている。まだ犯人はつかまらない、そして同じく十二月十五日の新聞は「女兒携帯から父に電話」「新たな犯行予告」と伝えている。

子どもどうしようもいじめや対立が多い、連帯感もうすい。過日こんなことがあった。赤信号で私の車がとまった。何人か小学生が下校していた。信号が赤になった。一人だけとり残され待っている。先に行つた数人の子は、だれ一人うしろの子を待たない、いやふり返りもしなく先へ歩いていく。

子どものいのちと安全が危ない中、親は今、たいへん不安で、子どもの登下校に送り迎えすることがふえた。いや、地域・校区の自治会の人も支援しだしている。学校現場も、登下校指導といそがしい。公園・地域で遊ぶ子どもの姿が減ってきている。

子どもに考える力をつけよう、ともに生きる力をつけよう、平和と民主主義の教育を大切にしよう、まず子どもの生命と安全を守ろうと、教育現場も必死に努力している。親や地域も、学校に、子どもに関心を高め、子どもの幸せのために努力している。

過日『社会通信』（九二〇号）にのった、「学校に警備員を」のPTA（会長）のとりくみ、学ぶこと大である。こんな中、政府は、文科省はどういう方針と態度だろうか。一口でいって親や勤労国民のねがい、教育現場のねがいに答えていないというか、「教育改革」の名によって、連帯・仲間づくりより競争と差別で民主教育を破壊し「抵抗勢力」（闘う教組運動など）をつぶしている。『教育改革』である。

一部のエリート、あとは… 先の「学力」の問題を見てみよう。好きなことを言っている人がいる。「…できん者はできんままでけっこう。戦後五十年、落ちこぼれの底辺を上げることにはばかり注いできた労力を、できる者を限りなく働かすことに振り向ける。百人に一人でいい、やがて彼らが国を引っ張っていきます。限りなくできない非才、無才にはせめて実直な精神だけ養っておいてもらえほしいんです。…エリート教育とは言いにくい時代だから、回りくどく（『ゆとり教育』）言っただけの話だ」

「人間の遺伝情報が解析され、もって生まれた能力がわかる時代になってきました。…ある種の能力のない者がいくらやってもねえ、いずれは就学児に遺伝子検査を行い、それぞれの子供の遺伝子情報に見合った教育をしていく形になりますよ」

差別教育むきだしの発言、教育を否定する発言、なんという発言かと思うが、先のは三浦朱門さん、あとは江崎玲於奈さんである。これが教育改革を提言・推進していた教育課程審議会や教育改革国民会議のリーダーの『ほんね』である。たしかにこういう考えが土台にあって「教育改革」が打ち出され、そして「教育基本『改正』」の名による改悪を説く答申が（中教審答申〇三年三月）出されてきている。

「国民一人一人が自らの生き方、在り方について考え、向上心を持ち、個性に応じて自己の能力を最大限に伸ばしていく。大競争の時代を迎え、…未知なることに果敢に取り組み、新しいものを生み出していく創造性の涵養が重要である」（中教審答申）。

ことばとしては耳ざわりのよいものであるが、先に記した二人の発言や今日の「大競争の時代」すなわち多国籍資本の活動を展開していくにふさわしい人間づくりが求められていることから考えて、従来の民主教育をまさに競争と差別の教育界へ変えていくものであ

る。「総合」の時間とかつくって「自ら考え自ら学ぶ」が大切、「学習する意識、学習方法を高める」等々といった。一部のエリートを育てあとは学力なんかつかなくともいい「せめて実直な精神だけでいい」（企業・国家のいうことを従順にきく人間づくり）と思っっているわけだ。大多数の子どもの学習意欲は「世界最低レベル」でも一部のエリートを育てればいいと考えているのだろう。

「教育自由化」「習熟度別学習」「とび級制度」「小中一貫校」など「個性重視」の名で競争と差別の嵐がふきあれる。まさに「教育改革」「教育基本法改悪」は新自由主義改革であり新自由主義を生きる人間づくりである。

「日の丸」「君が代」攻撃、「愛国心」教育 東京でもっとも強力に「日の丸」攻撃がかけられている。教育現場の努力で子ども中心の卒業式、民主教育を守る職場（分会）の強いところをつぶすために、すでに広島や北海道でもきびしい攻撃はつけられてきたのであるが、教育委員会の職員まで監視にはりつけ、都教委の通達命令に従わなかったのはだれか、「現認」し処分、さらに「研修」という名の攻撃で、まったくかつかつてない上意下達命令服従体制づくりである。「主権在民」「思想・良心の自由」の憲法破壊でもある。

これは攻撃の表われ方がちがうだけで、全国の学校にいろいろな手法やり方で政府、文科省、県・地教委、校長の権力によって巧妙に攻撃を加えている。反対の闘いのあるところは表面化し、マスコミでとりあげられる。反対の声が小さいところは、「強制」なのに「強制」でないかのように変えられてきている。

先のニュースのように児童殺害事件等おこるたびにそれを利用して政府・自民党の中から教育基本法「改正」や愛国心を説く。

「両親、国家、地域社会、家族に対し責任をもつことを教えない、教わらない人たちが大人になっている。そこで生まれ育てられた子供たちは、もっと悪くなるのは当たり前：教育基本法の改正をやれと言ってきた」（〇三年七月 森首相）。

「大変残念な事件があった、大切なのは教育だ。子供たちに命の大切さを教え、この国、この郷土のすばらしさを教えていくことが大切だ」（〇四年六月自民党 安倍幹事長）。

個人より国家——「靖国参拜」は何を意味する？ どうして教育基本法を改「正」したら子どもの命と安全が守れるのか？ 全くわからない。だれがいのち・人権をそまつにしていたのか？ 教育基本法は、「お国（天皇）のために」と「個人（命と人権）」を犠牲にしてきた戦前戦中の教育を反省している。いのちをすてることを美德としてきた戦争と軍国主義を反省して国家よりも個人を、人間を大切に作る人間づくりの精神と中味を明確にした。日本国憲法は非武装国際平和、主権在民、基本的人権を基調とし、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人間の福祉に貢献しよう」「この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」として教育基本法が制定された。

人間を大切に作る教育をの理念は教育基本法前文に「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を」とうたい、「日本国憲法の精神に則り」、第一条（教育の目的）「教育は人格の完成をめざし：個人の価値をたつとび：」と、人間のいのち・人権・人格をもっとも大切にしている。

こういう精神を生かして戦後民主教育をすすめてきた歴史を真っ向から潰しにかかっているのが、今日の「教育改革」であり教育基本法攻撃である。

「お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す。お国のために命をさげた人があって今ここに祖国があるということ、子どもたちに教える。これに尽きる」(〇四年二月 民主党・西村議員)。

自民党と民主党の国会議員でつくった教育改革促進委員会設立総会での挨拶である。

そして今、「国のために」、多国籍資本のために、自衛隊がイラクへ出ている。過日福岡の青年がイラクで殺害された。「殺害した武装勢力がわるい」、「行った本人が悪い」との風潮が強い。政府が自衛隊をイラクへ派兵しなければ青年は拘束されなかった。イラクから自衛隊を撤退していれば、青年は殺されなかった。「国」のために「個人のいのち」が犠牲にされた。個人より国家を「大切に」した。

いのちと平和をねがう国民の声をうらぎってイラク派兵が延長されたが、オランダが撤退して万が一自衛隊員が殺害されることになればどうするのか。「国」のために尊い犠牲を、「国」のために貢献したと靖国神社へ？ 憲法改「正」へ？ 「もし(自衛隊に)戦死者が出れば、それは憲法改正のための尊い犠牲なのだと考えたい」(三浦朱門)。そのためにも小泉首相は中国、アジアからの批判・反対をおしきっても「参拜」をつづけるのである。お「国」のために、「愛国心」のために。まさに国家主義であり、戦争のできる人づくりである。そのためにも、またそのあと戦争のできる国づくりをめざして、憲法改悪をねらっている。

いったん引つ込めたが自民党の改「正」憲法や自衛隊幹部の改憲案を見れば、「国際貢献」「集団自衛権の行使」「自衛軍・軍隊」「天皇の元首化」である。軍事のことのみでなく主権在民、基本的人権をも制限しつつ、国のわく組みを変えていく内容である。

新自由主義と国家主義の改憲、教育基本法改悪に抗して 「我が国が国際社会の一員としての責任を自覚し、国際社会において存在感を発揮し、その発展に貢献することが一層重要となっている」と中教審答申は言っているが、自衛隊のことが頭にうかぶ。武力をもって「国際貢献」し、競争にうちかつかつエリートを育て、権力に「実直な精神」でしたがう人間づくり、「愛国心」をもって生きる(国のためにいのちをなげだす)人間づくりのために「教育改革」教育基本法改悪をすすめてきている。

しかも、教育基本法第十条(教育内容に国家権力が介入せず教育条件の整備、改善を教育行政の任務とする)と「抵抗勢力」(民主教育、民主勢力、労働組合)つぶしのために、国労攻撃からはじまって日教組もふくめたあらゆる闘う労組つぶしにやっきになっている現在である。新自由主義と国家主義の結合した憲法改悪と教育基本法改悪攻撃である。

労働者は負けることが多い。しかし、闘うことよって広がる労働者の団結こそ大切である——との意味のことをマルクスは言っている。しかたないとあきらめないで、許せないものは許せないとしぶとく主張し闘うことである。闘うことよってのみ展望がひらける。今、労働者に全面的にかけられていく攻撃と教育攻撃、憲法攻撃は一体である。いのち、人権、権利、くらしを全くそまつにしている。自殺、他殺、犯罪がふえている。新自由主義段階に生きぬく資本、多国籍資本とその国家による攻撃である。

敵の労働者・国民づくりに抗し、私たち労働者も働く者にとつての社会のあり方、生き方、働く者にとつての教育や学習はどうあるべきか。将来の労働者(子ども)に、何をのぞむかを考えつつ、教育基本法改悪反対、憲法改悪反対、労働者・国民の権利とくらしを守るために、反グローバリズム、反多国籍資本の視点で闘っていききたい。(稲葉 耕一)

◇ 読者からのおたより ◇

平和ステッカー 「神戸空港反対のときのようなステッカーが欲しい」との声から、お送りしたステッカー「変えたらアカン! 憲法九条」を作りました。ことばと絵で論議すること二ヶ月、やっとできました。「通信」の読者のみなさん、地球に見立てたハートを抱えているイラストは「世界に拡げたい九条」という願いを表しています。一人でも多くの方がこのステッカーを玄関の郵便受けに、持ち歩く鞆に、会社の机の上に、ロッカーに、人目につくところに貼ってくださいようお願いします。改憲のくわだてを阻むために、一人ひとりができるあらゆる努力を今すぐ始めることを訴えます。

(戦争への道を許さない・兵庫おんなたちのネットワーク)

編集部より 横一〇センチ、縦五センチのステッカー。お便りどおりのカワイイデザインですね。「変えたらアカン! 憲法九条」が目立ちます。

お申し込み先 住所・神戸市中央区中山手通五―二―三、扇都センタービル二F

i 女性会議内 TEL・〇七八―三六〇―四六七四

いよいよ判決 今年も残すところわずかとなってしまいました。鉄建公団訴訟も年内二四日に進行協議、来年三月七日に、最終弁論となっております。いよいよ判決を迎える重要な時期となっております。勝利判決を勝ち取るため、引き続き組合員・家族一体となり、闘う決意です。

(稚内・K) 編集部より 残された時間、多くありません。しかも年末・年始をはさむのですから。集中してください。

こんなに格差! 東京都の広報(全戸配布)は毎年秋、東京都職員(教員、警察を含む)の給与の状況を見開き二頁で大きく報道(報告)する。今年は十一月一日号の六、七頁。十一月十六日(火)の一時間ストを控えて十一月十五日(月)都庁で友人たちを激励。夕方から夜、時間がたくさんあったので、この都広報の給与のページをゆっくり見た。すると、*初任給で三万三〇〇〇円弱も格差がある。一般行政職(大卒)一七万九八〇〇円 警察職(大卒)二一万二六〇〇円 平均年齢では一〇万円以上の賃金格差がある。一般行政職平均給与月額四七万二八九六円(四三・四歳) 警察職平均給与月額五七万一五〇五円(四一・一歳) *実態の格差はこれよりもっと大きいだろう、額に汗して働く都職員への給与削減攻撃に怒る!

(自治体労働者・Y) 編集部より 私も見ておりました。昔とはエライ違いとびっくり。警察と他部局との賃金の格差。それにもう一つ。これだけ賃金減らしたの数字を自慢げに掲げていることです。

ユニオンとかち結成大会から 「通信」(第九一八号)に「ユニオンとかち」結成が出てました。結成宣言(十一月一九日)のポイントです。

「連合結成から一五年が過ぎた今、労働組合組織の拡大という目標とは裏腹に二割を切る組織率という現実と、労働組合の社会的影響力の低下がますます顕著になってきた。いま求められているのは、労働組合が本来の役割を取り戻すとともに、狭い「自己利益」だけを求める企業内労働組合運動ではなく、働く者全体の利益につながり、さらに社会的影響力を持つ労働組合への脱皮である。そこで、私たちが働き生活する地域で、交流し連帯する活動を通して企業意識を克服する「地域型労働組合」運動の果たす役割と重要性が問われている。こうしたことから、私たちは「地域型労働組合」運動の必要性を認識し、ここに「ユニオンとかち」を結成した。

正社員はもちろん、パート・臨時・嘱託・派遣社員、管理職や外国人労働者など、誰でも入れる個人加盟の労働組合として、地域の皆さんと手を取り合い、助け合う運動を追求していく。そして地域運動の新たな組織としてしっかりと根を張った運動を進めていく。

(帯広・S) 編集部より 帯広、楽しかった。来年からある地区に三ヶ月に一度くらい勉強会やる予定。その折りに訪ねさせてもらいます。勉強会もてれば嬉しい。

技術革新そして学習 「勤務で忙しい」「学ぶ時間がない」、医療の進歩は私には高速のように変わる。それを学ぶのに、病院でも講演や詰め所の学習会がいろいろ開催されています。私も出席できる時はいざGOです。勤務終了後、空腹やちよっとうとうとうとして、ただ出席に近い時もあります。でも、内容はそれなりに勤務のためになっています。

医療の変化は二〇年前は安静にしている事が主で医療で寝たきりになるのが、当たり前だった。今は何をすることも説明をして患者が納得してから検査や処置が始まる。患者に負けず学んでいくよ。

(医療労働者・M)

編集部より 技術革新は本当にすさまじい。かかりつけの歯医者さん、レントゲン読み取るのた

いへんなんです。経験、訓練そして勉強よと。治療より勉強会になりました。

一〇四七名総体の闘い 一〇四七名総体の闘いで、政府・鉄建公団を攻めることが、解決への一歩です。ここに来て国労(本部・エリア)が「部外者」に。

(旭川・K)

編集部より 数を増やして、頑張ってください。